

キャッシュカードと暗証番号をだまし取る詐欺に注意

問い合わせ

市消費生活センター ☎ 573236

取引のある銀行名を名乗り「あなたの個人情報漏れているので、キャッシュカードを交換する」と電話があった。約1週間後、新しいカードや書類、返信用封筒が届き、「今使っているカードと、書類へ暗証番号を記載して返送するように」と書いてあった。

(70歳代 女性)

アドバイス

実際に取引のある銀行を装って偽のキャッシュカードを送りつけ、「交換」などと称して、使用中のキャッシュカードと暗証番号を送らせる事例が報告されました。

金融機関が、キャッシュカードを返送させたり、暗証番号を尋ねたりすることは決してありません。このような連絡を受けても、絶対に返送しないでください。

少しでも怪しいと思ったら、取引している銀行、もしくは、お住まいの自治体の警察署や消費生活センター等にご相談ください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報216号」より)

こんなときどうしたらいいのかしら？

問い合わせ 子育て支援センター ☎ 540021

福祉課 ☎ 592148

1歳過ぎの子です。食べ物やおもちゃを投げるので困っています。

アドバイス

寝てばかりいた赤ちゃんが、手足が自由に動かせるようになると物を掴む力もつき、持った物を投げる行動も見られるようになります。小さなぬいぐるみやボールなどを投げるのはかわいいですが、おもちゃなどを投げるのは大変危険です。すぐに止めさせたいと思うのは皆さん同じですね。

でも、叱ってばかりではお母さんのストレスが増すばかりです。1〜2歳と2〜3歳では叱り方に違いはありますが、1歳過ぎでしたら、投げてもいい物(ボール類)といけないう物(食べ物・おもちゃ)と投げてもいい場所といけな場所をはっきり分けるようにします。

投げた後にはいけない物を投げそうときには、投げる前にやめるようにしていくと、子どもにも投げていい物といけな物が分かってきます。

叱るときは「投げたらいけないよ!」「ダメよ!」と短くハッキリと真剣な顔で伝えます。

叱ったからといってすぐに止めてくれる訳ではありません。育児に疲れそうになりますが、あきらめないで向き合ってくださいね。

こんなときは届出を

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎ 082-232-4171
保険介護課 ☎ 592141

国民年金は20歳から60歳未満までの全ての人が加入することになっています。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わった際には、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。

なお、届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。

	こんなとき	どうする	届出先	手続きに必要なもの	注意事項
①	20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金の加入手続き	○第1号被保険者⇒市役所 ○第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	印鑑	保険料を納めるのが困難な場合は、⑥をご参照ください。
②	会社を中途退職したとき(60歳未満の方) ※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続き	市役所	印鑑、年金手帳、離職票、資格喪失証明書(退職年月日がわかるもの)	退職された方が60歳以上で、被扶養配偶者が60歳未満の場合、手続きが必要です。
③	結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続き	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください。	—
④	配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者からの種別変更手続き	○第3号被保険者から第1号被保険者⇒市役所 ○第3号被保険者から第2号被保険者⇒勤務先	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書 勤務先にお問い合わせください。	手続き先が違うのでご注意ください。
⑤	年金手帳をなくしたとき	再交付の手続き	○第1号被保険者⇒市役所または広島西年金事務所 ○第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	印鑑、本人確認できるもの(免許証など)	市役所で受付の場合は3週間程度、広島西年金事務所は即日発行可能です。
⑥	保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請	市役所	印鑑、年金手帳、失業の場合は雇用保険受給資格者証または離職票、学生証または在学証明書(学生の方の場合)	免除の申請は2年さかのぼって申請が可能です。

【年金の種別】「第1号被保険者」：自営業者、無職、学生など 「第2号被保険者」：会社員、公務員など
「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※印鑑は、スタンプ印でない認印